

特定非営利活動法人  
北海道オートキャンプ協会

## 定 款

特定非営利活動法人 北海道オートキャンプ協会

定 款 目 次

記載事項	頁	記載事項	頁
<b>第1章 総 則</b>		<b>第5章 運営組織</b>	
名 称	1	委員会および部会等	6
事 務 所	1	事 務 局	6
目 的	1		
特定非営利活動の種類	1		
事業の種類	1		
<b>第2章 会 員</b>		<b>第6章 資産および会計</b>	
種別および資格	2	資産の構成	6
入 会	2	資産の区分	6
年会費	2	資産の管理	6
会員資格の喪失	2	会計の原則	6
退 会	3	会計の区分	6
除 名	3	事業年度	7
拠出金品の不返還	3	事業計画および予算	7
<b>第3章 役 員</b>		事業報告および決算	7
種別および定款	3		
選 任 等	3	<b>第7章 定款の変更および解散</b>	
職 務	3	定款の変更	7
任 期	4	解 散	7
解 任	4	残余財産の処分	7
報 酬 等	4		
顧問および参与	4	<b>第8章 公告の方法</b>	
<b>第4章 会 議</b>		公 告	7
種類および開催	4		
構 成	5	<b>第9章 雜 則</b>	
招 集	5	施 行 細 則	7
会議に付議すべき事項	5		
議 長	5	<b>附 則</b>	8
定 足 数	5		
議 決	5	(定款の施行日)	
議 事 錄	5	(設立当初の役員の任期)	
		(設立当初の事業年度)	
		(設立当初の事業計画および収支予算)	
		(設立当初の入会金および会費)	
		(別表) (設立当初の役員)	

# 特定非営利活動法人 北海道オートキャンプ協会 定款

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 北海道オートキャンプ協会と称する。以下「本会」という。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を北海道札幌市におく。

### (目 的)

第3条 本会は北海道の豊かな自然を背景として余暇の高度利用を図るため、オートキャンプの普及を通じて自然にやさしいキャンプやアウトドアライフを推進するとともに、恵まれた自然環境の保全を図る。それと同時に地域観光を中心としたまちづくりと、地域活性化に貢献する。また、ファミリーキャンプや子供たちの野外活動を実践して、親子のふれあいや机上では学ぶことのできない人間のやさしさ、思いやりの心を育み、子供たちの健全な育成と社会教育の支援活動に資する。さらに、これらの目的を達成するため、各種の普及事業、指導者の育成、ならびに国際交流を図り、広く国民生活の向上に寄与することを目的とする

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条の別表に掲げる項目のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 子供の健全育成を図る活動
- (5) 国際協力の活動

### (事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① オートキャンプの普及活動と地域の観光を中心としたまちづくりの活動
- ② 人々と自然とが共生する環境保全事業
- ③ 自然保護やキャンプ・アウトドアに関する指導者の育成および教育普及
- ④ 自然との共生を通じた子供の教育全般
- ⑤ 国内外関係機関、団体、市町村との連絡・協調と資料の収集および調査研究
- ⑥ 本会の事業に必要な資料の編集および刊行
- ⑦ その他本会の目的を達成するために必要な事業

## (2) 収益事業

- ① キャンピングカーをはじめとするキャンプツールの最新情報を提供する展示会
- ② アウトドア用品の展示即売会
- ③ アウトドア関連出版物の発刊
- ④ オートキャンプ場運営に関するコンサルタント活動
- ⑤ その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行なうものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会員

### (種別および資格)

- （一） 第6条 本会の会員は、正会員およびキャンプメイト会員・賛助会員・特別会員の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の会員とする。
  - 2 正会員は、本会の目的および趣旨に賛同し入会した個人・法人・団体・キャンプクラブとする。
  - 3 キャンプメイト会員は、本会の目的および趣旨に賛同し入会したオートキャンプを愛好する個人とする。
  - 4 賛助会員は、本会の目的および趣旨に賛同し入会した本会事業を援助する法人・個人とする。
  - 5 特別会員とは、本会の運営に関し、適時適切な助言を得るため、会長が委嘱した学識経験者とする。

### (入会)

- （一） 第7条 正会員として入会を希望する者は所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
  - 2 理事会は、前項の入会の申込みがあった場合、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
  - 3 理事会は、第1項の入会申込者の入会を認めないときには、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
  - 4 賛助会員およびキャンプメイト会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

### (年会費)

- （一） 第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。但し、特別会員を除く。
  - 2 会員は、本会に納入した年会費の返還を求ることはできない。

### (会員資格の喪失)

- （一） 第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
  - （1）退会したとき

- (2) 除名されたとき
- (3) 本人が死亡、または法人・団体・キャンプクラブが消滅したとき
- (4) 本会が解散したとき
- (5) 特別会員は委嘱を解いたとき、もしくは本人から辞任の申し出があったとき

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を1ヶ月前に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て除名することができる。  
但し、この場合においては、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、諸規定または総会の議決に違反したとき。
- (2) 本会の目的とする趣旨に反する行為があったと認められるとき。
- (3) 本会の名誉を著しく傷つけ、本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき。
- (4) 会費を1年以上滞納したとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 前2条の規定により退会または除名された者は、本会の資産についていかなる請求権も有しない。

### 第3章 役員

(種別および定数)

第13条 本会に次の役員をおく。

理事 20名以上 30名以内  
監事 1名以上 2名以内

2 理事の中より会長1名・副会長2名・専務理事1名を定めるものとし、常任理事10名以内をおくことができるものとする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会長・副会長・専務理事・常任理事は、理事の互選により選任する。
- 3 理事および監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 役員は、法第20条に適合し、その構成は法第21条に適合しなければならない。
- 5 役員に異動がある場合は、遅滞なくその旨を所轄庁に届けなければならない。

(職務)

第15条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が諸事情により職務を遂行できない場合は、会長があらかじめ指定した順序によってその職務を代行する。

- 3 専務理事は理事会の議決に基づき、本会の実行方針および計画の立案と会務全般の執行を統括推進する。
- 4 常任理事は理事会の議決に基づき、本会の実行方針および計画を討議する。
- 5 理事は理事会を構成し、定款および総会の議決に基づき会務を執行する。
- 6 監事は法第18条に掲げる職務を行う。

(任期)

- 第16条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選出された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
  - 3 役員は辞任または任期満了においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、その任期中であっても総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

- 第18条 役員は無報酬とする。但し、常勤の役員については報酬を支払うことができる。
- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
  - 3 役員の報酬および費用の支弁に関する必要事項は、理事会の決議を経て細則で定める。

(顧問および参与)

- 第19条 本会に顧問および参与を若干名おくことができる。
- 2 顧問および参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。
  - 3 顧問および参与は重要事項について会長の諮問に応じ、理事会に出席し意見を述べることができる。

## 第4章 会議

(種類および開催)

- 第20条 会議は総会および理事会とする。
- 2 総会は通常総会および臨時総会とし、通常総会は毎年1回開催する。
  - 3 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会で必要と認められたとき。
    - (2) 正会員の5分の1以上からの請求があったとき。
    - (3) 第15条第6項の規定により、監事が招集したとき。
  - 4 理事会は毎年2回開催する他、会長が必要と認めた時、理事総数の2分の1以上から請求があった時、もしくは監事から招集の請求があった時、臨時開催する。

(構成)

- 第21条 総会は正会員をもって構成する。
- 2 理事会は理事をもって構成する。

(招集)

- 第22条 会議は監事が招集する臨時総会を除き、会長が招集する。
- 2 会議の招集は、会議を構成する正会員または理事に対して、会議の目的および審議事項、日時および場所を記載した書面をもって開催日の1週間前までに通知しなくてはならない。

(会議に付議すべき事項)

- 第23条 総会には次の事項を付議する。
- (1) 事業計画および収支予算。
  - (2) 事業報告および収支決算。
  - (3) 役員の選任または解任。
  - (4) 定款および施行細則の変更。
  - (5) 本会の解散または合併。
  - (6) 年会費の額
  - (7) 前各号の他、理事会より付議された事項。
- 2 理事会にはこの定款に規定する事項の他、次の事項を付議する。
- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること。
  - (2) 総会に付議すべき事項。
  - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(議長)

- 第24条 総会および理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

- 第25条 会議は、総会にあっては正会員の2分の1以上、理事会にあっては理事の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

- 第26条 議事はこの定款に規定するものの他、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 2 正会員または理事は、議決権の行使をあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の出席者に書面をもって委任することができる。
- 3 前項の場合における前条の規定については、その正会員または理事は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 会議の日時および場所。
  - (2) 正会員総数または理事総数、および出席者数。（書面表決者または表決委任者数付記）
  - (3) 審議事項。
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果。
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

2 議事録には、議長および会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

## 第5章 運営組織

(委員会および部会等)

第28条 本会は事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て委員会および部会等の運営組織をおくことができる。

2 委員会および部会等の組織および運営に関して、必要事項は理事会の議決を経て細則で定める。

(事務局)

第29条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局には事務局長および職員をおくことができる。

3 事務局の組織および運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第6章 資産および会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 年会費。
- (3) 寄付金品。
- (4) 事業に伴う収入。
- (5) 資産から生ずる収入。
- (6) その他の収入。

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、および収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第32条 本会の資産は会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を得て会長が定める。

(会計の原則)

第33条 本会の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第34条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、および収益事業に関する会計の2種とする。

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第36条 本会の事業計画および収支予算は毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならぬ。

- 2 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 3 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算を変更することができる。

(事業報告および決算)

第37条 本会の事業報告および収支決算書類は、毎事業年度終了後速やかに年度末財産目録とともに監事の監査を受け、総会の承認を得なければならぬ。

- 2 決算上の剰余金を生じたときは次事業年度に繰り越すものとする。

## 第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第38条 この定款は総会において正会員総数の2分の1以上の同意を得なければ変更することはできない。

(解散)

第39条 総会の決議に基づいて本会を解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第40条 本会が解散するときに残存する残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定したものに帰属する。

## 第8章 公告の方法

(公 告)

第41条 本会の必要な諸手続きにおいて、法に定める公告は本会の掲示場にて掲載して行うものとする。

## 第9章 雜 則

(施行細則)

第42条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て細則で定める。

## 附 則

1. この定款は法人成立の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第14条第1項から第3項までの規定にかかわらず別表のとおりとし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず法人成立日から平成14年通常総会の日までとする。
3. 本会の設立当初の事業年度は、第35条の規定にかかわらず法人成立日から平成13年12月31日までとする。
4. 本会の設立当初の事業計画および収支予算は、第36条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
5. 本会の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず次に定める額とする。

(1) 正会員 (個人)	年会費 ¥ 10,000
(法人)	年会費 ¥ 50,000
(団体)	年会費 ¥ 30,000
(キャンプクラブ)	年会費 ¥ 20,000
(2) キャンプメイト会員	年会費 ¥ 3,000
(3) 賛助会員 (法人)	年会費 (1口/¥10,000) 3口以上
(個人)	年会費 (1口/¥10,000) 1口以上
(4) 特別会員	年会費 なし